

令和における福生市立学校の
在り方検討委員会
第2回 議事録（抜粋）

日 時：令和5年7月18日（火） 午後3時から5時まで

場 所：福生市役所第一棟2階第1・2会議室

1 出席委員

委員長	小林	福太郎
副委員長	榎並	隆博
副委員長	植村	多岐
委員	高瀬	智子
委員	湊	仁
委員	南方	孝之
委員	泉田	巧人
委員	山岸	史子
委員	森保	亮
委員	青木	豊
委員	撰梅	敏夫
委員	土谷	利美
委員	青海	俊伯
委員	板垣	和生
委員	榎本	乃子
委員	津島	知津子
委員	木下	良子
委員	村野	和彦

2 事務局（説明員）

教育長	石田	周
教育部参事兼教育指導課長	勝山	朗
生涯学習推進課長	菱山	栄三郎
教育部主幹	吉本	一也
教育部教育指導課指導主事	竹内	秀礼

3 傍聴人

8名

4 議事日程

- (1) 教育長挨拶
- (2) 前回議事録の承認について
- (3) 令和における福生市立学校の在り方検討委員会報告書（案）について
第1章「コミュニティ・スクールの充実について」
- (4) 不登校対策（支援の充実）について
協議「今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方」

5 配布資料

- 【資料1】令和における福生市立学校の在り方検討委員会（第1回）議事録（案）
- 【資料2】第1回感想等まとめ「コミュニティ・スクールの現状や課題、持続可能なコミュニティ・スクールの在り方等」
- 【資料3】令和における福生市立学校の在り方検討委員会報告書 第1章（案）
- 【資料4】第2回 検討委員会説明資料
- 【資料5】第2回 感想等用紙

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回「令和における福生市立学校の在り方検討委員会」を開会いたします。

次第1、初めに、教育長より、御挨拶申し上げます。石田教育長、よろしくお願いいたします。

【教育長】

それでは皆様、改めましてこんにちは。

大変お暑い中、お集まりいただき、本当にありがとうございます。

2回目の委員会となりますが、学校はおかげさまで、あと3日で1学期の終業式を迎えるところです。少し心配なのが感染症です。熱が出てしまい、欠席している低学年のお子さんが多いところが見受けられますが、概ね形になり、今、学期も終わるという状況です。

委員の皆様におかれましては、前回の感想の回答も熱心にお送りいただき、ありがとうございました。事務局の方で前回の記録をまとめて、それを一つの形にして御提案しておりますので、そちらの方を見て御意見をいただき、さらにコミュニティ・スクールについて、皆様のご意見を固めていきたいと思っております。

後半は、本市の最大の課題の一つである不登校対策についてです。本校については7組があったり、各学校でそれぞれ話したりと、CS委員の皆様や町会の皆様、あるいは民生委員の方々、地域の幼稚園、保育園の皆様を初め、学校に行かない状況の子どもたちに対する施策についてもう一度御確認いただき、かつ、どのような方法で導いていただきたいか、ということについて、御意見いただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、本当に暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、次第2以降につきましては、進行を委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、ここからは私が進行させていただきます。

次第2「前回議事録の承認について」です。事務局より、第1回検討委員会の議事録が資料として配布されております。委員の皆様には、事前に御確認いただいているとのことですので、ここでは確認のみとさせていただきます。議事録の内容ですが、修正等が必要な箇所はございませんでしょうか。お諮りいたします。前回議事録については、このとおりでよろしいでしょうか。特に御異議等ございませんので、これをもって承認といたします。

続きまして、次第3「令和における福生市立学校の在り方検討委員会報告書（案）第1章『コミュニティ・スクールの充実について』」、事務局より内容の説明をお願いします。

【事務局】

第1回検討委員会のテーマ「コミュニティ・スクールの充実について」、報告書の第1章（案）を作成し、事前に送付させていただきました。報告書は、第1回の検討委員会の記録とともに、本日の【資料2】として配布しております。委員の皆様の御意見等をもとに、整理したものでございます。本日は、この報告書（案）の内容について委員の皆様から御意見をいただきたく存じます。

報告書の概要について、御説明いたします。

【事務局】

報告書の概要について御説明します。資料3を御覧ください。項番1では、コミュニティ・スクール制度の概要についてまとめています。2ページ、項番2では、コミュニティ・スクールと学校支援地域組織の関わりについて本市の特徴をまとめています。3ページ、項番3では、本市のコミュニティ・スクールの導入状況をまとめています。4ページ、項番4では、令和4年度に開催しましたコミュニティ・スクール総会についてまとめました。5ページ、項番5では、コミュニティ・スクール委員会委員の現状について、令和5年度の委員の状況及び課題をまとめています。7ページ、項番6では、持続可能なコミュニティ・スクールの在り方について、前回の協議や御提出いただいた委員の皆様からの御意見を提言としてまとめています。説明は以上でございます。

【委員長】

事務局より、説明がありました。第1回の検討内容をまとめた報告書（案）について、委員の皆様から、御発言をいただきたいということです。

はじめに、項番1から5までについてです。これは、コミュニティ・スクールの現状や課題等について、第1回で事務局から提示のあった内容がまとめられているものです。項番1については、コミュニティ・スクール制度の概要について、文部科学省からも示されているコミュニティ・スクールのイメージとともに、本市における委員会の役割も3点示されています。

委員の皆様方、何か御意見はございますか。

【委員】

4 ページ下の方の四角の中に、コミュニティ・スクールのメリットについて記載があり、「(3) 学校と地域、町会の知識が一つになること」と、書いてありますが、町会の後に “・” で自治会を入れてもらった方が良いと思います。「(3) 学校と地域、町会・自治会の知識が一つになること」と表記した方が良いと思います。自治会が何ヶ所かありますので、入れていただけるとありがたいです。以上です。

【委員長】

それでは御指摘4 ページのコミュニティ・スクールのメリットについては「(3) 学校と地域、町会・自治会の知識が一つになること」という方が適切ではないかと思えます。本件について、よろしいでしょうか。他にいかがでございましょうか。

【委員】

2 ページの上段のところに、コミュニティ・スクール委員会の主な役割は次の3点、学校運営の基本方針の承認や校長への意見具申等とございますが、実際、10 校のコミュニティ・スクール委員会の中で、これらのことが相対的、具体的に意見具申をされているのか、偏りがないか、お示しいただけますでしょうか。平成28年から既に7年ぐらい経っている現在、どのような結果があるのか、お示しいただくことはできるのでしょうか。この場で結構です。

【委員長】

3点の役割が示されていますが、実際に学校に具申が出されていたか、それが学校の運営に生かされていたか、実績等についてのお尋ねです。具体例を挙げていただいても結構です。

【副委員長】

今、委員の方から御指摘いただいたこの三つについては、もうコミュニティ・スクールの構想そのものが始まった時点からとにかく大きな三つの機能として示されてきた内容になります。本市におきましては、年度末、つまり新しい年度を迎える前のタイミングで、毎回教育長から、特に学校経営方針の承認については、年度内、遅くとも年度初めに、それぞれの委員会で承認をいただくように、と指示をいただいておりますので、各校長には意識して取り組んでいただいております。おそらくその経営方針の承認の中で、学校運営についての具体的な御意見がある場合には、それをいただいていると思います。ただし、人事については、おそらくどの学校もあえて同じにはしていない、というように認識しております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

具体的に学校教育の進め方について、その実績も含めて、他にいかがでしょうか。

【事務局】

三つの役割のお話の一番下にございます、教職員の任用に関しての意見具申という部分になりますが、基本的には様々な子どもの状況も含めて、コミュニティ・スクール委員の皆様は学校の状況を御説明させていただいている、と認識しております。それを踏まえた上で、委員の皆様から、校長、副校長にこのような先生が望ましいのではないか、ということも含めて御意見を学校へ入れていただいていると思います。人事を担当している私の方には、各校長が、そういった委員の皆様の御意見を踏まえながら、人事構想を建て、要望等をしていると認識をしておりますので、委員の皆様からの様々な御意見が間接的にこのようなところに反映しているのかな、と考えているところがございます。以上でございます。

【委員】

今のお話のとおり、どちらかというとなんか人事が終わった後の結果について、この先生がどうかというお話ではなくて、学校経営の方針を校長先生の方から述べていただき、御説明いただいた中で、コミュニティ・スクール委員として、例えば、七小の場合で言うと、ホタルの育成をやっているの、理科に強い、理科に精通している、そのような先生を呼んでいただけると有り難い、という要望をさせていただきました。具体的にはそのような、任用に関してこのような先生がいると良い、というイメージをお願いをしているところです。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。今、任用に関しまして、具体例を出していただいたところがございます。他にいかがでございましょうか。

【委員】

令和5年度で学校支援コーディネーターが増えたとは思いますが、引き受けた方がコミュニティ・スクール委員ではない方というのはどのぐらいいるのか知りたいです。

【事務局】

学校支援コーディネーターにつきましては、規定は大体1校で4人を目指しており、今年度からは大体その半分以上の方は学校にCS委員として勤務をされているという形になっています。後ほど正確な数字を提示させていただきます。

【委員】

コーディネーターが増えることは好ましいのですが、できるだけCS委員との重なりは避け、広くコーディネーターが集まることを願います。

【委員長】

ただいまの御意見につきましては、更なる充実を目指した要望ということで事務局にお伝えしたいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

5のコミュニティ・スクール委員会委員の現状の4行目、多くの方が兼務することで、というところについて、「多くの方が委員を兼務することで、コミュニティ・スクール委員会が成り立っていることが分かる。一部の地域の方々に負担が多くかかっている一方で、兼務により小学校と中学校との情報共有のし易さもあると考えられる。」とあります。委員が兼務することは負担になっている部分もあるのかもしれませんが、小中一貫校を見据えた支援が可能となる、しっかりと小中を見据えた運営ができるなど、そのようなことを少し入れていくと、小中一貫を見通したところで良いものになってくるのではないかと思います。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。小中一貫教育を本格的に推進していく際には、こうした小学校と中学校を兼務していただいているコミュニティ・スクール委員の方に活躍していただくことも重要であり、委員のお立場として小学校と中学校の違いというのは非常に分かると思いますので、その違いの良さと逆にもっと一緒に、一体的にできる展望は大きいな、と思いました。他にいかがでしょうか。

【委員】

今のお話に関連してしまいますが、そうしますと、二中学区は兼務が非常に少ないという形になってしまいますが、小中一貫のような文言が強くなってしまうと兼務しないといけなくなってしまうような印象を持ってしまうのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【委員長】

土地や立地条件、状況、町会・自治会のその形成の歴史的な経緯とか様々あるかと思いますので、その辺りのところは必ずということではなく、「可能であればそういった方もむしろ推奨されるべきである」、といった穏やかな表現にするかどうかということでございますが、いかがでしょうか。

【委員】

まず小学校と中学校で、情報の共有し易さから重なる部分がある、ということですが、例えば、なかなか日程を取るのが難しいかもしれませんが、小中の合同で拡大的にやるなどといった方法を取れば、必ずしも重ならなくても良いと考えます。そのような方法もあるだろうということが一つです。あともう一つ、少し話が戻ってしまいますが、CSの委員長、コーディネーターが重ならない方が良いというようなお話がありましたけれども、コーディネーターはやはり学校の教育活動を具体的にコーディネートしていくわけです。学校の子どもの様子がよく見える、そういった中で、全

ての4名の方がCSに重ならないというのはどうなのかな、と思います。重ならない方が望ましいかもしれませんが、少ない数ではあっても、少し重なっていた方が、CSのメンバーの会議の中で学校の実情を話すことができるというメリットもございます。一律に重ならないというにするよりは、その学校の実情に応じて、むしろ重なった方が活性化される部分もあるかもしれませんので、そこを少し緩やかに考えていただけると良いと思っております。

【事務局】

先ほどの人数の件ですが、現在、学校支援コーディネーター28名の方がいらっしやいまして、そのうち24名がCS委員として兼務している、ということでございます。

【委員長】

大半が兼務ですね。先ほど委員からも、できれば別でということでしたが、逆に状況・実態に応じて重なる部分もあっても良いし、ただ確かに数値をお聞きすると、大部分が兼務という状況であるわけですね。それが今後の課題で、バランス問題もあるかと思えますし、その学校固有の様々な御事情もあるわけです。そのあたりを改めて報告書でどのようにまとめていくか、もう一度事務局で御検討いただき、お示しをいただけるということによろしいでしょうか。

【委員】

5ページの今のコミュニティ・スクール委員会委員の現状のこの表なのですが、私も重複しているうちの一人なのですが、先ほど様々な御意見があった中で、教育委員会としては、コミュニティ・スクール委員の重複については良しとするのか、総合的にはばらけて多くの人材に参加してもらう方が良いのか、小中一貫教育という観点からいうと、小学校と中学校の重複も大事だとされているのか、その辺りの立ち位置が、実は見えてこないです。あえて見えない方が良いのかどうかわかりませんが、この表を出していただいた意味合いとして、背景にどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただいて、それがこの報告書に反映できるような表現になれば良いと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。非常に切れ味のある御意見をいただいたと思っております。

これは昨年度、小中一貫教育のときに出させていただいた、いわゆる本市のコミュニティ・スクールの現状ということでお話をさせていただいた図と全く同じものになります。

当初、事務局としては、これだけの方が重複している状況というのは、一部の方に負担がかなりかかっている、しわ寄せがいつている、なおかつ、これはCS委員のみならず、ここに重複している方々の御名前を見る限りは、その他の役割をかなり担われているとこういうことから、なるべく分散をさせた方が良いのではないかと、ということがそもそものスタートでございました。しかしながら、昨年度、小中一貫校の検討ということで御意見をいただく中ではこれが必ずしも負担ではない、やっ

担だと言うことは難しいのではないかと、重なっているからこそ、良い部分もあるのではないかと、そういった御意見をいただいたと思っております。この辺りも含めて考えた上で、この後のページ、7ページ以降の提言というところで、四つにまとめさせていただいたところです。

一つはコミュニティ・スクールの在り方としては、相互に Win-Win の関係であることが非常に大切ということを中心としつつ、提言の2では、やはり多くの方に参画していただく、それを促進していくことが大切なのではないかということは先ほどの重複を解消していくような方向で提言の二つ目を考えています。これは先ほどの4名のコーディネーターの話にもつながってくるかと思いますが、一人でも多くの、多様な方に学校のサポートをお手伝いいただくというのが提言の二つ目です。

三つ目は、たくさん集まることで方向性がなかなか上手くいかなかったり、お願いしたいことがなかなか伝わらなかったり、という様々な課題もあると考えましたので、その中核となる方がやっぱり欠かせないのではないかと、というのが提言の三つ目です。さらに四つ目は、今重複しながらもやっていただいていることで学校支援地域組織とコミュニティ・スクール委員会というのは一体的に進められているのですが、人が増えることによってその良さがだんだん薄まっていくのではないかと考えたとき、提言2と提言3を合わせて考えたときに、一体的に推進していくこの良さは変えずにやるべきだという流れで考えたところでございます。

先ほどの委員の御質問に正対しているかというところがなかなか難しいのですが、基本的には一部の方に負担が偏ったままではあまり良くないのではないかとという考え方自体は変わっておりません。以上でございます。

【委員長】

先ほど委員からの御意見については項番6の中で、その趣旨がこの中に含まれているということで説明があったわけでございますけれども、さらに今の学校の状況によっては、重ねがあった方が都合が良いという部分も確かに御意見としてあったわけですので、その辺りの表現を報告の際にはもう一度ブラッシュアップしていただいて、お示しいただけるかと思っております。

既に項番6「持続可能なコミュニティ・スクールの在り方～人材育成を中心に～」について、話に入っておりますが、第1回の委員の御意見・御発言、事後の感想等を踏まえ、作成しているとのことですので、他にも御意見いかがでしょうか。

【副委員長】

改めて項番1から見ていくと、まず概要でコミュニティ・スクールとは何であるかという説明がされ、全国・東京都・福生市の導入状況が示されています。

しかし、項番5までの中で、今なぜ福生市で100%コミュニティ・スクールが運営されていて、しかも各校盛んに行われているのかというところの紹介が少し足りないのかなと思われました。

一点目ですけれども、平成16年3月に答申があり、平成16年度から東京都でも区内のある一部でモデル的にスタートした学校がありましたが、この文科省が示している説明そのもので、どうも足りない部分がイメージとしてあって、新しいコミュニティ・スクールはいかがなものかという受け止め

をされてしまった時期があり、全国的になかなか運用されませんでした。国としては、何とか1割を目標に推進をしてきましたけれども、実際にはそれもなかなか進まないという状況の中で、平成29年度に努力義務という形で法律が定められたので、そこから一気に増えたものの、この3ページに示されている状況です。それではその中で、福生がなぜ100%でコミュニティ・スクールを設置し、盛んな運用がされているかという、実はコミュニティ・スクール総会等でも明らかになっているように、各校の取組がとても特徴的というか、特色があってそれを良しとしているところが、私は福生が盛んにコミュニティ・スクールとして運営がされている大きな理由なのではないかと思っています。市でも各校のコミュニティ・スクールの取組を紹介している特集があったと思いますが、そのような情報をこのどこかに入れ込んで、福生ではこのように各学校が特色を出して運営しています、と今の成果をここで示し、しかし、この状況を持続していくためには、やはり人材育成が大事です、という6番以降の話に入っていくと良いと思います。せつかく今やっていることがここに示されていないのが残念ですので、福生のコミュニティ・スクールの良さは、各学校の取組に特色があるというところを、ぜひ分かるような表現で一つ加えていただきたいと思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。福生市の公立学校の数が少ないからコミュニティ・スクールの運営が100%なのか、そうではなくコミュニティ・スクールの趣旨を的確に受け止めてこの制度を生かしていこうとする結果100%なのか、その辺りのところが私自身も十分に理解できていなかったのですが、副委員長のお話からよく分かりました。なぜ100%で運営がなされているか、それは各校の特色をしっかりと認めながら、それなりにコミュニティ・スクールが機能して成果が成されてきているため、しっかりと福生市にコミュニティ・スクールが根付いているという、そういうようなお話でした。

その辺りはどう表現するかお示しいただければと思います。

【事務局】

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それぞれの取組としては今の報告書ですと3と4の間ぐらい入れると一番話として流れやすいのかと思います。入れる方向で、各コミュニティ・スクール委員会、各学校からも少し御協力をいただくかと思いますが、内容を紹介できるページを作っていきたいと思っています。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。前回のこの会議でも少し申し上げたと思うのですが、実際に今、副委員長から出された特色は非常に重要なことだと思います。平成10年度版の学習指導要領は、学校の特色を推奨した学習指導要領でした。それまでも、義務教育における学校の特色の重要性は言われておりましたが、大きな柱になるほど重要な事項ではなかったのですが、平成10年度版はかなり学校の特色の重要性が打ち出されました。要するに、戦後の歴史の中で、義務教育ではある程度一定の学力が横一線で培われれば良い、という発想から脱却できなかつたのでしょうか、もちろん横一線でしっかり基礎・基本的なものを学ばせることは大切なことですが、さらにその掘り起こしというか、

いわゆる個性を大切にしていくこと、一人一人の得意分野を伸ばしていく、そういうことが非常に重要であって、そのためには、それぞれの地域の特性や保護者の願いを踏まえて、自治体が先導して学校の特色ある活動を推進することが求められているといえます。これが今後の義務教育学校のあるべき姿ではないかといえます。そういう経緯の中で、一つの区市の中にたくさんの学校がある地域では、自分の個性とマッチングしている学校を選ぶ学校選択制が容認されてきています。ですから、学校選択制は特色や個性に合った学校を選ぶということがポイントであり、人気校だとか入学者数で競うとか、そういうことではないのだと思います。

このコミュニティ・スクールを柱として、地域に密着した形で特色ある教育活動をどんどん推進することが非常に重要なことなのだと思います。そのあたりについても、それぞれの委員の方々から、今日の会議の中で御意見あれば出していただければと思います。

【委員】

今、福生市のコミュニティ・スクール導入状況は 100%というところで、大変評価できますが、その割にはまだまだ地域の方にはCS委員って何ですかという意識があり、その都度説明すると、「ああ、すばらしいね。」とは言うのですがあまり興味がない方は、すぐに忘れてしまうという、なかなか定着してこない状況もあります。そのあたりのPRを広げていき、そのような委員ならばなってみたいという人から広がってくるようにできたら良いと思います。広報等でも、一面に出ているものはよく分かりますが、それ以外はなかなか広がってこないなどは思っています。

【委員長】

ありがとうございます。いかがでございましょうか。1番から6番の全体を通して意見をいただいても良いです。

【事務局】

今、委員からいただいた御意見は、まさに私どもも課題として考えております。できるだけ多くの方に入っていただきたいということで、8ページの中段あたりに、2点は、というところがあります。コミュニティ・スクール委員会が行っている取組や児童・生徒との関わりについて十分周知されていない、これはまさにWin-Winという言葉に戻ってきますが、実際に御協力いただいた方に喜んでいただいた、そういった御意見を前回の会議でもいただいております。その関わることの喜びも含めて周知を十分していくことで多くの方にお集まりいただく、こういったことが必要だと、事務局としても考えております。

【教育長】

委員がおっしゃったことは本当に課題ですね。私は今、10校全部1回はまわるようにしていますが、本当にいかに広げていくかという部分は、校長先生方も苦慮してくださっているなと思っています。また、大きな課題だと受け止めました。

今、企画財政部の方から参事と課長に来ていただいているのですけれども、市としても広報を持っておりまして、福生の広報はすごくインパクトある市報を毎回作っています。そこで少しお願いして、大体12月に教育の特集をしているのですが、今回間に合うかどうかは少し置いといて、何とか市報にもCS委員会の各校の特色ある活動のページのような、そういうのがあったら良いなと今お話を伺っていて思いました。報告書にする、しないというのは別として、そのようなことを実現していきたいなと思いましたが、少し発言させていただきました。

【委員】

実は、今日の会議のために市のホームページを見ました。そこに載っているのは、令和4年度のコミュニティ・スクール、令和4年度の令和における在り方検討委員会の委員の名前で、そのままでした。変わっていません。ホームページが更新されていない、あるいは遅いのではないかと思います。少しその辺りを広報的に、或いは、ホームページとしてももう少し早めに更新していただくと有り難いのです。少し話とずれるかもしれませんが、広報というものはすごく大事なもので、お話をさせていただきました。以上です。

【委員】

行政の立場としてお答えさせていただきます。確かに、更新が若干遅いという気はいたします。今、丁度、今年行われたコミュニティ・スクール総会についても編集している状況ですので、既に実施しているものについては早急に更新していきたいというところでお願いしたいと思っております。以上です。

【委員長】

それでは今の両方で皆様ぜひその方向でよろしく願いいたします。

他によろしいでしょうか。

【委員】

例えば、校長の立場でCSを語る時に一つ課題になったのは、今年度は教員の異動が多く、支援コーディネーターの方と地域の事業をつなげるときに、ある程度の取り決めがありますが、それが上手く浸透せず、不具合が生じたものがありました。コーディネーターの方たちの役割と、どうやって教員が関わっていくのかということをはじめに確認したのですが、なかなか年度当初は頭の中に入らないという現状がありました。そこで、二学期の初めに、改めて先生方に説明する場を設ける予定です。もう一つは、CSを語る時に、先生方はCSコーディネーターの方は頭に入るのですが、肝心のCSは何をしているところか不明瞭な一面があります。ここ数年、全教員参加型でCS研修会を行い、CSマイスターの先生をお呼びし、校内での理解徹底を図っているように、外部への情報発信も大事ですが、内部(教職員)への理解促進もおろそかにしてはいけないと感じます。その辺りのバランスを取っていくのは、校長の采配なのか、またCSの方の主体的連携なのか、少し悩むところです。人材の運用と、実際に共有して理解し合っていくということが進めば進むほど、難しいなと時々感

じます。なるべく情報発信・共有が至るところでスムーズな流れになると良いと思います。

【委員長】

ありがとうございます。ここには幼稚園や保育園の委員の方々もいらっしゃると思いますが、それぞれのお立場としては、地域との関わりがあるのか、実際はあまりないのか、そのようなことも御発言いただきたいと思います。

【委員】

前は出席できなくて申し訳なかったとっております。コミュニティ・スクールと聞きますと、私もイメージができていたつもりですが、今実際にお話を聞いて、具体的にどのような活動をしているのか、改めてもっと知りたいと思いました。また、小学校もこのような活動をしているということ、幼稚園教員にも広めていきたいと思っております。

幼稚園の方としては、コロナ禍もありまして、正直、今地域の方々と交流できているかというところ、そこまで交流できていないと思っております。もちろん保護者の方とは行事がありますけれども、例えば近所の方や町会の方とは、実際に交流があるかと言われるとなかなか難しい現状があります。コロナ禍だったこともあり、学校のようにできていないと思っております。子どもたちにとっても、様々な年代の方と関わることは、大きな成長につながると思っておりますので、他の小学校の取組も伺って、小学校につながるような活動ができれば良いと思っております。

【委員】

私は、現在は福生保育園に勤務しております。最初のコミュニティ・スクール委員との出会いというのは、まだ弥生保育園に勤務している時で、四小のコミュニティ・スクール委員になってくれないかと先生の方から声がかかりまして、何のことだかよく分からなかったのですが、まずは子どもたちのことなのだということ、そこを突破口に勉強させていただきながら今に至っているような状況です。今どのようなことをしたら良いか、ということは私もまだ分かっていないですが、今日のようなお話し合いの中で模索していきながら、子どもたちにより良い状況を作ってあげられることが大切なのだと思います。これからは皆様の御協力で子どもたちをコミュニティ・スクール委員会の中で伸ばして行ってあげたいと思っております。

【委員長】

先ほど、小中の連携という話もありましたが、子どもの成長を考えると、保護者も小中とずっとつながっていきますので、やはりその広がり、福生市の中で一体的に進めていくというのが重要なことだと思います。そして、この報告書の中の8ページに、実際に人材を集めるのは困難な現状であるという旨が記されていますが、委員の方々の御意見から、やはり大きく三つのことが大事なのではないかと感じたところです。

一つ目は、先ほどお話した、それぞれの特色を生かし、追求していくか。

二つ目は、本市もそうですが、文部科学省のスタンスも同様に学校運営協議会と地域学校協働本部の組織が、一体的に活動していこうということです。各学校によって、どちらに重きがあるか等、様々あると思いますが、この二つの狙いをしっかり見極めた上で融合させていくこと。ですから、学校運営協議会の狙いは何なのか。これは委員からも御指摘があった3点をどのように追求していくか。そして、地域学校協働本部との違いを見極めながら一体的にやっていくことが大事ではないかと思えます。

三つ目は運営と経営という言葉があるように、経営は校長先生がやり、運営はコミュニティ・スクール委員会で検討して承認するわけです。例えば会社で言うと運営は、株主総会で、言わば、会社の方向性・在り方を決めていくものです。そして、それに基づいて会社の経営は一般的に社長と呼ばれる経営陣が行います。学校では経営は校長先生が行い、実際の教育の指導は学校の先生がやります。すなわち、コミュニティ・スクールにおける運営機関である委員会では、私達の学校はこういう学校であってほしい、地域的にもこういう人たちがいるのだからもっと地域でも盛り上げることができるのではないか、という要望等をたくさん御提案いただいて、そして校長先生が作りだしていく学校運営の方針に生かしていただく。やはり運営と経営の違いを明確に見極めていくことが大切です。運営と経営を混同して考えてしまうと、難しいことになってしまいます。あくまでも指導は学校の先生方が実践する。しかしながら、運営は、地域の方々が検討・提案して、様々な御要望をいただく。当然、地域の方々が地域について詳しく分かっておられますので、そこで適切なアドバイスをいただくと、学校経営もスムーズに走り出します。ある地域では、「今や自分の学校経営の中では、学校運営協議会の存在なしには語れない」、「それがバックボーンになって学校経営が力強くできます。」と、そういうことをしみじみおっしゃる校長先生もいらっしゃいます。

すでに本市では、とても良い実践がたくさんあるわけですので、実施率100%という本市の状況を、しっかりと報告書の中に載せて、さらに充実したものになれば良いと改めて思いました。また何か御意見があるようでしたら、事務局の方へお寄せいただければと思います。

続きまして、次第4「不登校対策（支援の充実）について」、事務局より、内容の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第4「不登校対策（支援の充実）について」御説明いたします。私からは、スライドに示しております二点について御説明いたします。

まずは、不登校の概要と現状についてでございます。はじめに、不登校の定義について御説明いたします。スライドにお示しした図のとおり、不登校は、「年間30日以上欠席した児童・生徒」とされています。この中には、病気や経済的な理由で休んでいる場合は、含まれません。

不登校の児童・生徒への支援について考える上で、まずは、平成28年に公布された、いわゆる「教育機会確保法」について御説明いたします。本法律は、不登校の児童・生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律でございます。第三条の第一項には、「全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるように

すること」、第二項には、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、と示されています。これまでは、不登校対策として、「学校復帰」が前提とされてきましたが、「学校復帰」から「社会的自立」を目指すことへと不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が大きく変わりました。

さて、近年、不登校者数は増加傾向にあります。お示したグラフでは、全国の不登校出現数は、平成26年度で122,897人でしたが、令和3年度では244,940人となっています。福生市においては、全国や都の平均を上回っている現状があります。スライドにお示した表は、平成25年度から令和4年度までの福生市における不登校及び出現率をまとめたものでございます。令和4年度においては、小学校では37名で昨年度より9名減少、中学校では、92名で昨年度より30名増加しております。また、令和4年度における不登校出現率は、小学校が1.63%、中学校が8.87%となっております。児童・生徒一人一人の不登校となった理由は、様々ですが、要因は大きく3つに分けられます。一つは、「友人や教職員との関係、学業、進路、部活動などの、学校生活を送る上での問題」。二つは、「家庭環境や親子の関わり方など、家庭内における問題」。三つは、「周囲の環境ではなく、本人の精神的、心理的な問題」です。不登校は、誰にでも起こりうるものであり、不登校になっていること自体は、「問題となる行動」ではありません。教育機会確保法にもありましたように、大切なことは、不登校になった子どもを、問題視するのではなく、「学校に行きたいのにいけない」、「安心して学校に通えない」という状況があれば、その原因を探り、支援をしていくことです。

次に、学校における不登校児童・生徒への支援について御説明いたします。東京都教育委員会の「児童・生徒を支援するためのガイドブック」に不登校児童・生徒への支援については、スライドに示した図の下から、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」の三つの段階が示されています。

特に、教育機会確保法にある、「すべての子どもが学校に通うことができる」という観点から、未然防止への取組の重要性が高まっています。

次に、福生市における取組を御紹介いたします。未然防止では、魅力ある学校づくりに向けた、児童・生徒の「居場所づくり」「きずなづくり」。早期支援に向けて、児童・生徒欠席状況一覧の作成。長期化への対応としては、不登校児童・生徒個別支援カルテの作成を行っております。それでは、順に説明していきます。不登校の未然防止として、全校で「魅力ある学校づくり」を推進するため、全教員が、福生市教育委員会発行の「魅力ある学校づくりスタートセット」を使って、児童・生徒の「居場所づくり」「きずなづくり」に取り組んでいます。年間3回の、児童・生徒と教員の意識調査を行い、児童・生徒と教員の意識の違いなどから、教員が考えた取組は、児童・生徒にとって、どのように感じているのか、効果はあったのか、教員の思いが先走ってはいないか、などの視点から、全教職員で、「居場所づくり」「きずなづくり」の取組を点検し、児童・生徒のニーズに合った内容となるようにしていきます。福生第二中学校では、令和4年度から、東京都教育委員会の指定を受け、「不登校生徒に関する研究校」として、学校生活において、「学習場面」と「生活場面」に焦点をあてた「居場所づくり」「きずなづくり」の取組を研究しております。

ここで、福生第二中学校の取組を紹介します。スライド左側の写真は、「Good Action」の取組です。仲間の良い行いに対して、コメントを投稿しています。仲間からの価値付けが自信となり、居場所づ

くりにより一定の効果があつたと考えられます。右側の写真はふれあい月間における「いじめ防止標語」づくりの取組です。一人一人が考えた標語を花びらに書きました。居心地のよいクラスづくりに向けて生徒が主体となって取り組んでいます。福生第二中学校では、他にも年度当初の学年レクや上級生による1年生対象定期考査説明会の実施など、きずなづくりの観点から生徒主体の取組を推進しています。

次に、早期支援についてですが、休み始めた時期の対応によって、休みが長引いてしまうか、早期復帰となるか、わかれ道であるため、児童・生徒の欠席状況の把握を重要視しています。そのため、図のように、病気等の理由以外で、3日間、7日間と休みが続いた時は、学校は、家庭訪問や面談を実施し、状況を把握するようにしています。状況を把握した学校は、13日以上、欠席した児童・生徒については、「児童・生徒欠席状況一覧」にまとめて、教育委員会に報告し、対応を協議します。特に、長期欠席をしている児童・生徒の理由は、支援の在り方を考える上で、重要なため、学校と慎重に協議しています。

長期化への対応では、「つながりを切らさないこと」を大切にしています。社会的自立に向けて、不登校児童・生徒は、周りの大人と信頼関係を築くことが重要とされています。学級担任はもちろん、関係機関と連携し、当該児童・生徒の状況に応じたきめ細かい支援を実現させる必要があります。そのため、学校と教育委員会は、「不登校児童・生徒個別支援カルテ」をもとに対応を協議しています。特に関係機関との連携の状況については、丁寧に聞き取っています。令和3年度の文部科学省における「問題行動等調査」によると、不登校児童・生徒の三人に一人は、専門的な支援を受けていないことが明らかになっています。福生市では、専門的な支援を受けている児童・生徒は、ほぼ全ての子どもたちが支援を受けることができます。

最後に、関係機関との連携についてです。まず、1 学校のスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーによる相談です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、東京都教育委員会の検証事業を受け、増員させ、一人でも多くの児童・生徒の支援にあたっております。相談件数も増えております。また、2 「家庭と子どもの支援員」により、学校に登校できない児童・生徒に配布物等を届けるために家庭訪問をしたり、登校支援したりしています。3 校内別室は、学校には行けるが、教室には入りづらい児童・生徒や、一旦不登校になったものの、「学校に戻りたい」と思っている児童・生徒等のための居場所です。不登校の兆候がある早期段階において、学校で安心して心を落ち着かせ、児童・生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことで、学習の遅れや人間関係など、不安要素を解消し、学習や進学への意欲を回復しやすい効果が期待されています。4 教育相談室のように、学校以外にも相談場所があり、ここでは心理士などが保護者等からお話を聞き、様々な視点からアドバイスをしています。不登校に関する相談件数は増加傾向にあります。5 学校適応支援室「そよかぜ教室」です。学校に通いづらくなった児童・生徒が、学校復帰をめざすための居場所の一つです。市民体育館の向かいにある「子ども応援館」の2階にあります。学校復帰に向けて非常勤教員や支援員がサポートを行っています。教育相談室と同じフロアにあるため、連携しています。そよかぜ教室ではなく、民間のフリースクールに行くことも、その子にとっての支援の一つです。右下の写真には、分教室型の不登校特例校があります。不登校特例校とは、不登校生徒の実態

に配慮した、特別な教育課程をもつ学校です。全国にもまだ 20 か所程度しか、ありません。社会的な自立を支援することを目的に、一人一人に応じた支援を行っております。まとめますと、教育機会確保法により、不登校の捉えは変わりました。不登校は、問題行動ではないこと、不登校は増加傾向にあること、不登校の原因は様々で、複雑であること。これらの対策のため、市・学校では、未然防止、早期支援、長期化への対応を行うとともに、あらゆる機関と連携を図っています。そこで、立ち戻るのが、教育機会確保法の「全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること。」の一文です。このために学校は、どうあるべきなのか、また、支援の在り方は、ほかにはないのか、委員の皆様にお考えいただきたいと考えております。

そこで、協議テーマを、「今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方」として、検討していただきたいと存じます。以上で、事務局の説明を終わります。

【委員長】

どうもありがとうございました。事務局より、「福生市における不登校傾向の児童・生徒の実態、『福生市立学校の不登校総合対策』に基づく教育委員会及び学校の取組」について説明がありました。

「福生市では様々な不登校対策を打ち出し実施してきたこと、新たな不登校を生まない取組及び、不登校児童・生徒の社会的自立や学校復帰の支援といった取組の一層の充実が必要である」との問題提起がありました。このことについて、委員の皆様から多くの意見をいただき、「今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方」の方向性がある程度見えるようにしていきたいと思いますが、協議の具体的な視点については、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

委員の皆様にご協議いただきたい視点が三点ございます。

一点目は、福生第一中学校 7 組の学校又は分校への移行でございます。現在の 7 組は、「分教室型」の形をとっておりますが、本来、不登校特例校は、校舎や校庭の面積の下限や、図書室や保健室などの備えるべき施設等が定められた設置基準を満たす必要があり、将来的に学校又は分校に移行することが前提となっております。7 組が不登校特例校又は分校になれば、正規教員の増員が見込まれることから、より一層安定した指導体制の整備が図られます。しかし、このような基準を満たす学校を設置することは、容易ではありません。学校又は分校に移行していくためのアイデアについて御意見をいただきたく存じます。

二点目は、スライドにお示ししています 3 と 4 に関する内容でございます。不登校対策については、不登校総合対策に基づき、様々に取り組んでおります。しかしながら、不登校出現率は、国や都の数値と比べると依然として高い数値であり、かつ、不登校の原因は一人一人様々で複雑であり、対応も異なります。例えば、他地区では特別な支援を要する不登校児童・生徒を支援する居場所事業を業者に委託して実施している例もございます。今後、福生として多様な子どもに対応していくため、

どのような支援の在り方が適切なのか。特別な支援を要する児童・生徒に特化した居場所事業のように、ニーズに応じた場所をさらに増やしていくこと等について御意見をいただきたく存じます。

三点目は、スライドにお示ししています6に関する内容でございます。福生市教育委員会としては、義務教育段階までは支援等に関わることができません。一方で、卒業後、例えば高校を中退してしまうこと等へのアプローチが難しい現状がございます。本来は、別の部署の役割となりますが、連携して何か新たな取組ができるのか。「アフター義務教育」を踏まえた新しい学校の在り方や学校以外の支援の在り方について、良いアイデアがございましたら自由に御意見を出していただきたく存じます。

以上、三点について委員の皆様御意見を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員長】

では、「今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方」について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。今、三つの柱を示していただきましたが、もちろん、これ以外の視点からの御意見も歓迎したいと思います。

【委員】

何か改善するアイデアがあるというわけではなく、まずこれまでの取組について感想です。

今お話がありましたとおり、一中には7組があり、この三月に7組独自の卒業式を開催していただきました。卒業式は初めてです。石田教育長を初めとして皆様にお越しいただき、私も出席したのですが、そこで、卒業生が送られる側としての感想がありました。

「まず学校に行けなくなっちゃってお母さんに迷惑をかけた、でもその人たちが優しく見守ってくれたおかげで少しずつ学校に行けるようになってきた。そして卒業まで今はほとんど毎日7組に通えている。」という、感謝をしている言葉があり、感動し泣きそうになりました。

今の7組のような取組で、福生市はかなり充実していると思います。すごく評価しております。

ただ、様々なケースを見ると、そういう形だけではなく、日本語が喋れない子がスタートの特徴としては多かったりすると、それに対応する専門の先生を置かれていないとか大変ですが、アイデアがあるわけではないですが、まずは今の7組に対しての対応についてはすごく感謝をしていると、言わせていただきます。

【委員長】

7組の学校化、分校化に関わって御発言がありました。7組の存在について、事務局の方から補足をいただけますか。どのようなところを改めて理解して、さらに御意見いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【事務局】

不登校特例校という、いわゆる名前をあまり聞き慣れないかもしれませんが、まだ全国でもそれほど多い事例はございません。そもそも公立の小・中学校については、法令で定められた教育課程の基準に基づいて教育を行うことが定められています。しかしながら、そういった枠組みの中で、なかなか学校に行くことが難しいという子どものために、その基準によらずに、特別の教育課程を編成して実施することができる、いわゆる特別な教育課程ができる学校ということで、不登校特例校という名前がついているわけでございます。これは元々、先ほど御説明させていただきました、教育機会確保法の中で第10条に、各自治体の努力義務として定められています。いわゆるこの不登校特例校の設置が、努力義務だと定められたわけでございますが、学校を設置するためには、これも先ほど事務局から説明がありましたが、備えなければならない部屋や、校庭の広さ、そういったものがない限り学校としては認められない、こういった厳しい状況がございます。

そこで、東京都教育委員会が、そのままでは努力義務を果たそうとしても、自治体が動けないということで、分教室型不登校特例校というものを作りました。これは何かといいますと、学校をつくる、分校を作るのは極めてハードルが高いけれども、将来的に学校分校にしていくことを約束するので、その間、その学校の設置基準、先ほどの校庭であったり、保健室であったり、図書室、こういうものがなくても、その間は、分教室という形でできるようにします、これが東京都独自のスキームということで始まったものでございます。

福生市の7組は、調布市の次に東京都2例目ということで、分教室型不登校特例校が設置されたわけでございますが、その最初の、1年生から入った子どもたちが卒業したのが、先ほど委員から御紹介があった令和4年度が最初というところでございます。課題は、先ほども申し上げましたとおり学校・分校にいずれします、ということ約束して設置した分教室でございますので、それを具現化していく必要がある、というところでございます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。今、事務局からの報告がありましたように、本市の7組の取組というのは、東京都の中でも2校目ということでやはりかなり先進的に、取組を進めていただきたいということであります。従来は、学校復帰が主たる狙いであったのですが、新しい法律によって、学校復帰も大事だけれども必ずしもそれだけの選択肢ではなく社会的な自立が、最終的には重要だと考えたときには、様々な形の学校というものが今後あってしかるべきだと。その中の一つとして、特例校を設けて、そこで学べる子どもについては、指導していきましょうという流れであります。

実際にこうした本市の取組というものを、継続していくことは重要かもしれませんが、さらに発展させていくという御意見もあろうかと思えます。いかがでしょうか。

【委員】

不登校のことにつきましては私もあまり勉強してないので、基本的なことで少しお尋ねなのですが、御説明の中のスライドの7番、福生市における不登校者数および出現率の推移というのがあります

す。

その7ページの数字を見させていただきますと、極端に少なくなっているところがあります。

平成26年度の出現率でいうと、0.20%これが小学校、これが令和4年度になるとだいぶ多くなっております。特に小学校なのですけども、平成25年度が多かったのに、平成26年度で急に下がっている、この現状の分析というのを教えていただければと思います。

【事務局】

御説明をさせていただきます。平成26年度が平成25年度に比べてかなり下がっているというところがございますが、先ほどの説明の中にもありました不登校の転機というものがございます。不登校に当てはまらないものについては病気や経済的な理由で、実はその他にその他という項目がございます。このその他という項目の中には、例えば保護者の考え方によるもの等、諸々の定義がございます。実際には、平成26年度に、先ほどご紹介させていただきました不登校関連、いわゆる長期化への対応として行っている不登校カルテを始めた年度なのですが、このカルテの中で、実際の不登校なのかどうか病気なのか、あるいはその他の何かに当てはまるのかというものを、かなり細かく見極めていったという経緯があると聞いてございます。そのため、平成25年度に明確な違いがなく、不登校の中に含まれていた子どもたちが実際には不登校には該当しないのではないかとということで、かなり整理をされたためにこの平成26年度にかなり少なくなったと考えます。平成29年度以降増えていることについても、これは東京都や国の状況と極めて似た傾向を示しておりまして、平成28年に、先ほど御説明した教育機会確保法が施行されまして、そこから不登校は問題行動ではない、そして学校復帰を目指していたものが、社会的自立を目指す、明確にその向かう方向が変わった、このあたりから全国的に不登校が増えていった、増加傾向は今でも変わらない状況である、これは市、東京都、全国、同じような傾向を示しているというふうに考えております。以上でございます。

【副委員長】

第1テーマ、7組の学校化、分校化に戻らせていただきます。私は、平成30年から福生に勤務しております。平成30年度の福生市における不登校者数および出現率の推移は、中学校は6.46%となっておりますが、そのときの三中は、実は10%ぐらいで、三中が一番足を引っ張っていたのかなという状況で、不登校対応は大変だなという思いがその当時はありました。

内情は分かりませんが、何しろ不登校の数が多いということで、多分もうその頃から教育委員会は7組の開設を想像して計画していらっしやっただのではないかな、と思います。誰一人取り残さないぞ、という教育委員会の強い思いが7組の実現に反映されたのだと思っております。

私がお他市区町村の校長の方々に一番誇れることは、福生市には7組があるのだ、ということです。

令和4年度に90万人もいる世田谷区で7組のようなところがあった、でも、それよりも2年も前に、5万人少しの市である福生市はこの7組を実現させている事実があります。7組をこれからどのようにしていくともっと良いのでは、というようなこともあるかもしれませんが、私は校長としては7組があるということだけで感謝の気持ちでいっぱいです。先ほど事務局からもお話がありました

ように、全国で20しかないものが福生市にあるということは、どれだけ頼れることかと思っ
ています。

7組の生徒で今の高校一年生の代の女の子なのですが、修学旅行に生徒二人と先生一人で行って
きたということがありました。このことをそのお母様は非常に感動していらっしゃいました。都立高
校への進路も決めたという報告も受け、お母様は泣いていらっしゃいました。うちの学区からは7組
には多分5人ぐらいが在籍しており、その中で半分以上は7組に通えていないのですが、7組には本
当にお世話になっています。

先ほど事務局から社会的自立というお話がありましたが、本当に自立のためには、人との関係をし
っかり作れるようなお子さんに育ててあげなければならぬ、学力は保障してあげなければならぬ
、と思います。この2点からすると、三中に行けないと悩んでいるよりも、もっと他の方法を探し
た方が良く、その中の一つがそよかぜ教室であったり、7組であったり、そのような部分で7組には
本当に支えられております。おそらく、教育委員会の先生方が、文部科学省や東京都教育委員会、
様々なところと交渉して、やり直してやり直してという計画を立てて、何とか掴んでくださった7組
ですので、中学校だけではあります本当に安心できて嬉しいな、と思っております。何と言っても、
一人ぼっちにしない人間関係、人と会って喋るといこと。それから、20歳ぐらいになったら、「勉
強したくなった、自分はこのような資格を取りたい」と思うときが必ず来ると思っていますので、校長と
しては、今、学力をきちんと保障してあげられるように子どもたちを見ていくことが大事だと思っ
ています。その点の方向性として7組の存在は重要と考えております。

【委員】

中学校の校長の立場から、不登校の子どもたちの現状について少し簡単に申し上げさせていた
きます。先ほどの7ページのスライド、私が指導主事としておりました平成25年のあたりから、ど
うして福生市は不登校が減らないのかな、とずっと思ってきましたが、校長の立場で子どもたちを見
たときに、継続して休んでいる子は確かにいるのですが、それより、途切れ途切れに休んでしまい、
最終的には不登校の定義である30日を超えてしまうという生徒が多い現状があります。不登校の間
は全く学校に来られていないかという、何とかして教員が家庭訪問や電話をして、今は Teams や
チャットという手段もあるので、そういった方法でつなぎながら何とか学校に来られるようにサポ
ートして、定期テストやそよかぜ教室での出席日数も計上していきますが、どうしても最終的には
30日を超えてしまう、そのような現状です。

少なくとも本校に限っては昨年度のデータからいうと、全く連絡が取れてない、つながっていない
生徒は0%という、そういった成果は出しています。しかし、その30日を超えてしまっているという
現状があります。不登校に関して、確かに不登校は問題行動でないことには間違いはないのですが、そ
の一方で、学びが継続できていないというのが一番大きい問題なのだと思います。

不登校の原因ともなっていますが、自分が学校に来て授業が分からないから、来ている存在価値
が分からなくなり、最終的には学校に行く意義が感じられなくなり、不登校になってしまう子も少な
くはない状況の中で、そのような子どもたちに学校で学びを続けさせようと思っても、学校の勉強に

はついていけないので、なかなかつながらないという、学びの継続性というところで一つ大きく課題を今持っています。今は幸いなことに、ICTなど様々なものが学校の中に入ってきているので、それをうまくつなげられないのかというのを、二中の方で模索しています。

二中の取組としては、スライドでもお示しをさせていただいたとおり、Good Action やいじめ防止標語など、学年の方で様々に協議して、全部子どもたちに考え決めさせてやらせています。3年生が1年生に対して、定期考査はこのようにして受けるのだよ、という説明会を生徒が企画し、実施します。校長としても、これは素晴らしいと思いました。そのような取り組みをしつつ、学力の保障や学びの継続性をどのようにしていくのか考えているところです。中学校の現状としてはそういったところになります。

【委員】

以前に少し、心理の先生とお話をしたことがあります。不登校というのは引きこもりとつながるところもあるかと思いますが、子どもたちも、やはり自立や倫理への不安、愛着の問題等、元々様々な持っている隠された課題の様なものがあるために、学校復帰を目指す、ということから、社会的自立に向かう、ということに方向性が変わってきたこととつながっていると思っています。社会的な自立に向かうために必要なステップは人それぞれあり、人はそれぞれコミュニケーションを図れるキャパシティが違う、例えば、いきなり30人もの環境でいるところでは難しいかもしれないが、少人数であれば少しずつ安心して自分を出していける、または他の人とコミュニケーションを図ることで学習を進められる、そういうことができる子どもたちも何人か存在していることは間違いないのではないかと思います。

外部の刺激や何かから自分を守るために籠るしかなくなる状況、それは学習が難しい場合や、いじめ等の人とのコミュニケーションが課題である場合もあり、様々な要因で自分が学校という大きな場所には行けないと感じることがスタートになりますが、本人はそこまではっきりと意識はできていないものなのだと思います。そのような意味では、7組の様に人数がある程度限られた少人数であることで、家族よりは大きな人数、そして、家族よりは適度に緊張感を持った状態、家族とは違う大人が関わってくれる状況を作ること、精神的な自立を目指していくことができるというのが、とても大きいと思います。

先ほどから学習の話が出ていますが、学力を保障してあげることとはとても大事なことでありますが、勉強だけに集中して学習はできるが、なかなか外に出られずに引き籠っている状態や不登校の状態というお子さんがいた場合、その後に大学等に行ったり仕事に就いたりすることができたとしても、講義を受けて授業を継続していく等ということ自体が大変難しいことが多い、そしてそれが繰り返されてしまう、というお話を伺いました。それを考えると、もちろん学習の学力をつけていくことは大切なのですが、そのもっと大きな基盤になる、自分でやる、自分でできる、と思える場所を作ってあげることがとても重要だと思います。その点で、この7組という場所は、そのような子どもたちが親元を離れた場所で自信を持てることを積み重ねることができる、自分の親以外の人の価値観に触れながら、自分はどうしたいかということ、しっかり自分で考えることができる

場として存在させていくべきだと思っています。

本校で見えても、やはり不登校の子どもたちに、親御さんがなかなか背中を押し切れない、困っている学校に行かせることが目的ではない、という意見もありました。そのような状況下で、学校に行かせようということではなく、学校とつながっている、他の社会とつながっている、と子どもたちが感じる事ができて、いつでも来て良いのだよ、という門戸が開かれている安心感の様なものを学校は発信し続けなければいけないと感じています。

【委員長】

ありがとうございます。いくつか御発言いただいて、7ページの①番の内容から、まさに多様化する子どもたちのニーズ、これについて議論が深まっております。さらに今、委員からのお話のように、社会的な自立を見据えたときに、もちろん学力も非常に重要であります、もっと大きな視点に立ち、果たして培うものは何なのか、ということを追求していく必要があります。やはり、不登校対策に関しては非常に幅広く、そして奥深い様々なことがあるのだと感じました。

時間も限りがありますので、ぜひこのお時間の中で御意見ありましたらお願いします。

【委員】

実は、今日も朝から、登校をしぶる子どもの対応をしてきました。1学期が終わろうとするこの暑い状況の下、校門の外で校庭に入ろうとしないその子ども。お母さんも一緒に敷地内へ入っていただき、昇降口まで行って、最後はお母さんからお子さんを預かるということをしてきました。その子は、様々抱えている問題があるのですが、何よりも勉強で苦勞しているということがはっきりしていますので、そのために何かをしてあげなければならないということで、今後、その子への支援をしっかり学校として考え、取り組んでいこうと思っているところです。このようなことが本校では、日常的に起こっています。

お恥ずかしい話をさせていただくと、私も三人の子どもを育ててきましたが、三人目で不登校を経験しております。その背景には、本人や親の問題もあるかもしれませんが、家庭の問題、そして社会の問題もあるかなとも思っています。コロナ禍で休校があった年に高校1年生だったのですが、休校等もあり、そこで完璧に生活が乱れてしまい、不登校になったという経緯がありました。このような社会的背景も、少なからず不登校に影響しているだろうと思っています。実際、不登校児をもつ親の立場を経験して思ったことは、一番困っているのは、子ども自身であること、そして、親も困っている。世間体もあるかと思いますが、親はとにかく学校に行かせなくては、という思いをもってしまいます。しかし、その状況は子どもたちにとっては本当に一番辛い状況で、学校はそれを促してはいけない、ということです。その子どもたちが何をしたいのか、何を求めているのかをしっかりと捉え、親と一緒に子どもに寄り添いながら、子どもの支援を考えていくということが本当に必要なのだと、その時に経験して思いました。

先ほどから、不登校は問題行動ではないとありましたが、やはりそういった思いで、学校という枠にはめ込むのではなく、その児童・生徒が行くべき方向性を見定めて、その支援を用意してあげる、

受け皿を用意してあげる、というのがとても大切だと思っています。その意味では、福生市の7組の取組は非常に良いと思います。最近では、フリースクール等もたくさんできていますので、そのようなところとのつながりを作ってあげたり、困っている親同士の横のつながりを用意してあげたりするのも必要と思っています。この不登校対策については、とるべき政策がまだ様々にあると思いますが、学校としては一番に、子ども自身、そして親、困っているその人たちに寄り添うということを大切に考えていきたいと日々思いながら、仕事をしております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。状況にもよるとは思いますが、本人への支援は当然必要ですが、場合によっては保護者への支援をどのようにしていくかも大きなポイントだと感じたところです。他にいかがでしょうか。

【委員】

本校で不登校になっている子どもたちを見てみると、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回心理士など、様々な方に見てもらった結果、発達に特性があったり、医療にかかっていたりする子どもが実際に存在します。その中では、教員が障害特性の理解をして、その子どもたちに接していかないと難しいです。その子どもたちは、いじめを受けたりしているわけではなく、過度な不安であったり、様々な過敏があったりで混乱を生じていることがあるので、その点で学校になかなか足が向かない現状もあります。そういった現状をしっかりと学校で受け止めて、手だてをしていかなければならない部分がニーズへの対応というところであると思います。

あと、3番目の義務教育終了後の継続した支援の在り方、ということについてです。以前私は、児童養護施設で不応適を起こしてしまい、そこで過ごすことがなかなか難しくなってしまった愛着障害をもつ子どもたちを、医療・福祉・教育が三位一体となって、二年間のプログラムで預かり、行動改善をして、また同じ施設、その地域の学校に戻す、ということ、東京都の福祉保健局が事業で取り組んでいた「くりのみ学級」で副校長をやっていました。元の施設や学校の環境が今までと同じであれば戻しても、また不応適を起こして不適切な行動が出てしまう。そうならないようにするために、一年間のアフターフォローのシステムをつくり、次の機関につなぐための取組として行ったことがあります。まず転校の前に、その子の現状や支援の在り方等について打ち合わせに行き、その子の現状を知ってもらい受け入れの準備をしてもらいます。転校した後、実際にその子を指導・支援をもらい、1か月後に行き、学校として困難であったことや、支援の仕方など、「このような時には、こういう手だてをした方がいい」、ということと一緒に話し合い、セッションしていきます。その後、転校してから約3か月経過後にもう一回、その後6か月、一年後と、一年間を通してアフターフォローをしました。その間で、定期的に訪問する以外にも要請に応じて、電話を受けたり、見に行ったりして学校への適応を促していくという取組を構築していきました。それによって、各学校がどのような対応をすれば良いかということが分り支援が継続できるため、学校が児童へ対応する負担が減るとともに、子どもも支援が継続して安心できたり、今まで見てくれた先生と会えたりする部分、あと

学校でこのようにしていけば良いのだな、というところが分かる部分で、すごく適応が良かったという事例もあります。このようなことも導入していれば適応を促していけると感じたところです。以上です。

【委員】

少し元に戻りますが、10 ページのスライド、学校における支援の三つの段階にて、一番下の未然防止として、全ての児童・生徒が対象で、不登校が生じない学校・学級作りというのがあります。先ほどお話があった中では、中学校での7組ということですが、おそらく7組ではなくても何か考えが必要かなと思います。委員がおっしゃっていた、その後のことも含めて一つのステップとして考えがあるかもしれませんが、未然防止という部分からすれば、小学校と中学校はシームレスな対応が何かできるのではないかと、小中一貫校や一貫教育というものはシームレスに対応することができるのではないかと考えています。

【委員長】

ありがとうございます。まだまだ御意見をいただきたいと思いますが、時間も迫っておりますので、最終的にはこれらの課題、意見も含めて事務局でまとめていただければと思います。

最後に一点だけ御紹介したいことがあります。文部科学省は、平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校児童生徒のうち、中学3学年に在籍した者を調査対象者とした「不登校に関する実態調査」を実施しました。つまり、不登校生徒の追跡調査をして、平成18年当時に不登校であった児童・生徒が26年の段階でどういう状況だったか調べるというものです。いくつかの調査の中で、「かつて不登校であったことがマイナスに影響していると感じていますか」という質問に対して、実際一番多い回答は、「感じていない」の40.3%でした。これは1,604名の対象総数の回答ですので、ある程度信憑性があるものです。中には自分にとってはその経験がマイナスだと思っている子どもたちも多くいると思いますが、不登校であったことをマイナスと感じている者は23.5%でした。不登校は問題行動ではない、というお話がありました様に、最終的には不登校であったことが自分の人生において大きなマイナスにはなっていないという回答がある。それをバネにしたケースもあるでしょうし、また、全く違う道の活路を見出しながらやっていったケースもあるでしょう。この調査をどう捉えるかということが重要です。私はこれを見て、やはり不登校対策というものをもう少し根本的に考え直さなければならないと思ったところです。この調査は、文部科学省の「不登校に関する実態調査」から紹介されており、全てインターネットで読むことができますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

それでは、今後の流れについて、事務局の方からお願いします。

【事務局】

ただいま、委員長より御示唆をいただきましたので、委員の皆様には、本日、事務局より御説明させていただきました内容や委員の皆様から出された意見等を踏まえ、本日、配布いたしました【資料5】感想等用紙に御意見等を御記入いただき、教育委員会事務局まで御提出いただければと存じます。まとめたものにつきましては、次回、第3回の会議で資料として配布を予定しております。

なお、本日まだまだ御意見お話をしたかった委員の皆様もいらっしゃるかと思います。テーマが大きく三つございました。それぞれについての多くの御意見いただくいとまもございませんでしたので、今後このテーマについて改めてお話の機会をもつかどうかということについても事務局で改めて再考したいと考えてございます。その結果につきましては委員の皆様に変更御案内をさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。

【委員長】

事務局より説明がありました。委員の皆様、お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。次第の議事は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

委員長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回「令和における福生市立学校の在り方検討委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。

【17時00分閉会】